

令和5年8月以降 就学援助費について（お知らせ）

愛西市では、経済的な理由により、お子様を愛西市立小中学校に就学させるのにお困りの保護者に対し、学校で必要な費用の援助を行っています。援助対象費目は、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・宿泊を伴う校外活動費及び給食費となります。

なお、令和4年度に援助を受けられた方で、令和5年度も引き続き援助を希望される方も必ず申請期間内に申請を行ってください。

◆対象となる保護者は？

- 1 生活保護を受けている方
- 2 同一生計世帯全員の合算した所得額が基準額以下である方

＜所得基準の目安＞

世帯の人数	2人世帯 母 35 歳、子どもが 10 歳の小学生の場合	3人世帯 父母 35 歳、子どもが 10 歳の小学生の場合	4人世帯 父母 35 歳、子どもが 10・ 11 歳小学生 2 人の場合
世帯の所得額 給与収入（年収）	1,799,000 円 2,687,000 円	2,354,000 円 3,479,000 円	2,887,000 円 4,159,000 円

世帯の人数	2人世帯 母 45 歳、子どもが 13 歳の中学生の場合	3人世帯 父母 45 歳、子どもが 13 歳の中学生の場合	4人世帯 父母 45 歳、子どもが 13・ 14 歳中学生 2 人の場合
世帯の所得額 給与収入（年収）	1,909,000 円 2,843,000 円	2,439,000 円 3,599,000 円	3,107,000 円 4,435,000 円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なります。

◆申請期間及び支給時期は？



- ・申請期間 令和5年8月1日から令和5年8月31日
※認定期間は「令和5年8月1日から令和6年7月31日まで」となります。
※申請期間後も随時申請は受け付けますが、認定された場合でも認定月からの月割支給となります。
- ・支給時期 令和5年12月、令和6年3月、令和6年8月
※原則は振込です。ただし学年費等に未納がある場合は現金を学校に預けます。

◆申請に必要なものは？

①申請書

※申請書は以下の申請場所にありますが、ホームページからもダウンロード可能です。

②保護者名義の通帳（預貯金口座内容が確認できるもの）

③その他

- ・当市に令和5年1月1日に住所がなかった同一生計世帯員の方→令和5年度（令和4年分）課税（非課税）証明書
- ・対象児童生徒の住所が市内にない方→対象児童生徒を含む世帯全員の住民票（続柄等全部記載のもの）
- ・その他、状況により必要書類を求められる場合があります。



◆申請場所は？

- ・愛西市役所（学校教育課）
 - ・各支所（立田・八開・佐織）
- ※閉庁日は除きます。